

最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

平成26年12月



目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 各種利率関連	
1-1. 代行保険料率等に係る通知改正(案)の意見募集開始	… 4
1-2. 代行保険料率算定届出書等の提出期限について	… 6
1-3. 平成27年度の下限予定利率の見込み	… 7
1-4. 最低積立基準額算定に用いる予定死亡率に関する意見募集について	… 8
2. 企業年金制度見直しの議論	
2-1. 第10回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 10
2-2. 第11回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 12
2-3. 第12回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 14
2-4. 確定拠出年金の掛金上限額の見直しについて	… 16
3. 公的年金制度見直しの議論	
3-1. 第25回社会保障審議会年金部会の開催	… 18
3-2. 第26回社会保障審議会年金部会の開催	… 20
3-3. 第27回社会保障審議会年金部会の開催	… 22
3-4. 第28回社会保障審議会年金部会の開催	… 24
4. その他のトピックス	
4-1. 退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直しについて	… 26
5. 平成26年10月～平成26年12月の年金ニュース	… 28
6. 平成26年10月～平成26年12月の年金メールマガジン	… 30

※ 平成26年10月～平成26年12月(5日)の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《企業年金制度見直しの議論》 P.10～16

9月以降、月に2回のペースで社会保障審議会企業年金部会が開催され、企業年金制度の見直しについて議論されています。10月31日に開催された第11回部会では、それまでの議論を踏まえ、税制改正に関連する項目について、一定の方向性が示されました。その他、税制に関連しない内容で、これまで概ね部会委員から賛同が得られたものについても、引き続き検討が行われる予定です。

＜課題設定の視点＞

- ・公的年金は中長期的に給付水準調整を予定
- ・働き方の多様化が進む中、個々人のライフスタイルに合わせた仕組みが必要
- ・諸外国では、公的年金と私的年金を組み合わせる老後の所得確保を図る方向で制度改正が行われる流れ
- ・厚年基金制度見直し、DB・DC創設からの社会情勢の変化

＜検討課題＞

- 企業年金等の普及・拡大
 - ・一般企業向けの取組
 - ・中小企業向けの取組
- ニーズの多様化への対応
 - ・柔軟で弾力的な制度設計
 - ・ライフコースの多様化への対応
- ガバナンスの確保
- その他
 - ・現行制度の改善
 - ・公的年金制度や税制との関係

＜これまでの部会議論を踏まえた方向性(税制関連項目)＞

- ① 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設
- ② DCの拠出限度額の年単位化
- ③ 個人型DCの加入可能範囲及び拠出限度額の見直し
- ④ 企業型DCのマッチング拠出の見直し
- ⑤ 企業年金等のポータビリティの拡充

《公的年金制度見直しの議論》 P.18～24

企業年金部会と同様のペースで、社会保障審議会年定期部会も開催されています。平成26年の財政検証以降、4回にわたって議論が交わされ、11月19日開催の第28回部会において、今後の制度改正を行う上での共通となる考え方が示されました。今後はこの考え方をベースに、具体的な制度設計の検討に入る見込みです。

＜財政検証結果の総括＞

- ・経済再生と労働力確保を促進すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備が必要
- ・オプション試算の結果から、いずれのオプションも制度の持続可能性を高め、給付水準確保にプラスの効果あり

＜検討課題＞

- 短時間労働者への社会保険の適用
- 第3号被保険者制度、遺族年金制度の見直し
- 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
- 高齢期の就労と年金受給の在り方、在職高齢年金の見直し
- マクロ経済スライドの在り方
- GPIFのガバナンス体制

＜今後の制度改正を行う上での共通となる考え方＞

- ① 労働参加の促進とそれを通じた年金水準の確保
- ② 将来の世代の給付水準の確保への配慮
- ③ より多くの人を被用者年金に組み込み、第1号被保険者の対象を本来想定した自営業者に純化
- ④ ①～③を通じた基礎年金の水準低下問題への対応
- ⑤ 国民合意の形成とスピード感を持った制度改革の実施

1. 各種利率関連

1-1. 代行保険料率等に係る通知改正(案)の 意見募集開始

- 代行保険料率を算定し直す場合の算定方法等に係る通知改正(案)を公表し、意見募集を開始

代行保険料率の算定に関する事項

- 解散計画等を作成した基金は、代行保険料率の見直し対象外(現行免除保険料率を継続適用)
- 上記以外の全基金は、下表の前提により代行保険料率を算定し、それを原則として千分率で小数点以下を四捨五入した新免除保険料率を平成27年4月より適用
- 代行保険料率の算定に係る前提は以下のとおり

	現行		新
	本則	経過措置適用時	
予定利率	4.1%	3.2%	4.1%
予定死亡率	平成21年 財政検証時	平成16年 財政再計算時	平成26年 財政検証時

- 大半の基金で適用されていた経過措置(注)がなくなり、免除保険料率は引き下がる見込み

(注) 現行ルール上の経過措置

一定の条件を満たした場合、「本則(予定利率4.1%)」と「平成22年3月に適用している免除保険料率の基準となる代行保険料率(同率3.2%)」の丈比べを行い、高い代行保険料率により免除保険料率を決定可

- 免除保険料率の引き下げによる影響

(1) 変更時点の影響

最低責任準備金に影響なし

(2) 変更以降の(将来的な)影響

① 給付現価負担金

最低責任準備金はコロガン計算で算定されるため、免除保険料収入の低下により債務増加が抑制され、過去期間代行給付現価に対する比率が低下することに伴い、給付現価負担金の増加に繋がる

② 最低責任準備金に対する積立水準(比率)

一般的には、基金全体での掛金収入の低下に伴い、代行割れの基金は悪化、代行割れでない基金は改善となる見込み

⇒ 解散計画等を未提出の代行割れ基金は留意要

1-1. 代行保険料率等に係る通知改正(案)の 意見募集開始

書類提出時期

- 「代行保険料率算定届出書」「財政再計算報告書」の提出時期は次ページご参照

予定死亡率の変更

- 厚生年金本体の平成26年財政検証で使用した死亡率に準拠
- 変更後の予定死亡率は、平成27年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用
(ただし、平成27年4月から適用される新免除保険料率の算定には、変更後の予定死亡率を適用。なお、掛金未分離先の平成27年4月以降の掛金算定方法については、現在照会中)

《60歳(男子)の例》

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率	23.32年	12.51188	13.19364	13.70051
② 新予定死亡率	23.63年	12.61657	13.27409	13.75340
③ 変化(②/①-1)	+1.3%	+0.8%	+0.6%	+0.4%

平均余命の伸び0.31年

- 今般の予定死亡率の改定にあたっては算定方法が変更されており、それに伴い、以下の債務算定(注)に用いる「加入員であった者又はその遺族」に係る予定死亡率の割掛け係数が変更

	現行	新	影響
・積立上限額 算定上の 数理債務	・男子:0.9 ・女子:0.85	・男子:0.72 ・女子:0.72	積立上限額が増加
・標準掛金率 ・数理債務	・男子:0.9~1.0 ・女子:0.85~1.0	・男子:0.72~1.0 ・女子:0.72~1.0	割掛けを行った結果、死亡率が低下する場合、標準掛金率・数理債務が増加

(注) 他に、最低積立基準額の算定にも予定死亡率(割掛け係数あり(※))を用いているが、今回の改正(案)で変更対象となっておらず、取扱いは不明
(※) 男子:0.95、女子:0.925

1-2. 代行保険料率算定届出書等の提出期限について

- 代行保険料率を算定し直す際の書類提出期限は平成26年12月末
- 財政再計算報告書の提出期限は平成27年2月末

～以下、メールマガジン「代行保険料率算定届出書等の提出期限について」転載～

先般、厚生年金基金の代行保険料率の算定に係る省令・告示(案)の概要が公表され、全ての厚生年金基金(解散計画または代行返上計画を提出した厚生年金基金は除く)において代行保険料率を算定し直す旨が示されましたが、今般、以下の書類に関する提出期限が確認できましたのでご連絡します。

- ・代行保険料率算定届出書：平成26年12月末(現行ルール通り)
(注)解散計画または代行返上計画を提出した厚生年金基金は提出不要
- ・財政再計算報告書：平成27年2月末(現行ルールから提出期限延期)
(注)5年に一度実施する定例財政再計算に関する報告書で、平成25年度財政再計算先は現行ルールでは平成26年11月末が提出期限となっていた

《補足》

現在、厚生労働省に以下内容を確認しています。

- ・解散計画または代行返上計画を提出していない厚生年金基金について、いつまでに計画を提出すれば代行保険料率の算定対象外となるか

1-3. 平成27年度の下限予定利率の見込み

- 平成27年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率の見込みは年0.5%

下限予定利率の見込みについて

- ✓ 下限予定利率は10年国債の直近5年間の平均利回り、または10年国債の直近1年間の平均利回りのいずれか低い率を基準に設定されます。平成26年度の下限予定利率は0.7%です。
- ✓ 通例は平成27年3月末を目途に、厚年基金については通知の改正、DB年金については告示の改正が行われ、正式に下限予定利率が改正されることとなります。
- ✓ 平成26年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成26年の年平均利回りが0.565%となり、上記の見込みとなりました。

1-4. 最低積立基準額算定に用いる予定死亡率に関する意見募集について

- 厚生年金基金の最低積立基準額算定に用いる予定死亡率に関する告示(案)の概要を公表し、意見募集を開始

～以下、メールマガジン「最低積立基準額算定に用いる予定死亡率に関する意見募集について」転載～

11月10日、厚生年金基金の最低積立基準額算定に用いる予定死亡率に関する告示(案)の概要が公表され、意見募集(パブリックコメント)が開始されました。

告示(案)の概要

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140292&Mode=0>

《意見募集期限》

平成26年12月10日(水)必着

《内容》

- 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴い、死亡率の前提が見直されたことから、最低積立基準額の算定に用いる予定死亡率についても見直しを行うもの。
- あわせて、最低積立基準額の算定における割掛け係数(現行男子「0.95」、女子「0.925」)について、男女とも「0.86」に変更。これにより、最低積立基準額は増加する影響あり。
- 当該変更は平成27年4月1日以降適用を予定。

《補足》

予定死亡率の変更および割掛け係数の変更については、P.5(予定死亡率の変更)注書き部分もあわせてご参照ください。

2. 企業年金制度見直しの議論

2-1. 第10回社会保障審議会企業年金部会の開催

- ・「一般企業向けの取組」、「ライフコースの多様化への対応」を中心に議論

～以下、メールマガジン「第10回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

10月14日、第10回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、まず、前回に引き続き「一般企業向けの取組」について議論がなされ、次に、新たなテーマ「ライフコースの多様化への対応」について厚生労働省からの提案および委員間での議論がなされました。いずれのテーマについても、議論の整理を行う十分な時間がなかったため、次回以降、引き続き議論される予定です。

I. 「一般企業向けの取組」についての主な議論の内容

前回提示された厚生労働省の提案のうち、「DB・DC共に、支給開始年齢に到達するまでの間は、原則として中途引き出しを認めない」という提案に対し、ほとんどの委員から反対意見がでました。「老後の所得確保のために、中途引き出しを原則認めず、年金原資を安定的に形成する」という考え方には、同調できる部分もある一方で、現行の制度普及を妨げるような規制強化案については反対の声が多く、今後、論点を再整理の上、議論が継続される方向です。

II. 「ライフコースの多様化への対応」について

国民の老後所得については、企業年金に加入できない者など、企業年金でカバーできない者がいることから、企業年金の他に、個人の自助努力についても重要性が高まることが予想される中、国民一人一人がどのようなライフコースを選択しても継続的な個人の自助努力ができるような支援策として、以下のような提案がなされました。

【個人型DCに関する提案】

- ・適用範囲を第3号被保険者、企業年金・公務員等共済加入者にも拡大
- ・対象者毎に設定されている拠出限度額(第1号加入者は月額6.8万円、第2号加入者は月額2.3万円)を共通化
- ・拠出期間の単位(拠出限度額の設定単位)を年単位化

【マッチング拠出に関する提案】

- ・マッチング拠出にかかる拠出限度額の規制を緩和
(加入者拠出額を事業主拠出額までとする規制の撤廃等)

【制度間ポータビリティに関する提案】

- ・制度間ポータビリティの拡充(DCからDBへの資産移換を可能にする等)



2-1. 第10回社会保障審議会企業年金部会の開催

<委員の意見(抜粋)>

- ・個人型DCの適用範囲拡大には大いに賛成
- ・個人型DCの低い普及率に対しては、もう少しPR(広報)方法を考えるべき
- ・マッチング拠出を事業主が拠出した額までとする制限は不要
- ・ポータビリティの拡充は賛成だが、もっとローコストで実施できるようにすべき

<今後の企業年金部会について>

次回の部会においても、今回のテーマについて引き続き議論される予定です。

2-2. 第11回社会保障審議会企業年金部会の開催

- 「ライフコースの多様化への対応」、「これまでの議論を踏まえた方向性」について議論
- 税制関連項目は法改正を要するため、税当局との調整へ

～以下、メールマガジン「第11回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

10月31日、第11回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、前回に引き続き「ライフコースの多様化への対応」について議論がなされたあと、厚生労働省より、これまでの部会での議論内容を踏まえ、「税制関連項目」および「継続的な議論が必要な項目」が示され、方向性について概ね了承されました。

<税制関連項目>

→法改正を要するため、税当局と調整を進める

○個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

企業年金の実施が困難な小規模事業主について個人型DCへの事業主による追加拠出を可能とする。

○DCの拠出限度額の年単位化

月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

○個人型DCの加入可能範囲及び拠出限度額の見直し

企業年金加入者・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。併せて、個人型DCの拠出限度額について再設定。

○企業型DCのマッチング拠出の見直し

企業型DCのマッチング拠出については、個人型DCに整理・統合。

○企業年金等のポータビリティの拡充

制度間のポータビリティが確保されていない部分(例:DC→DB)について、ニーズを踏まえつつ、ポータビリティを拡充。

※DBの安定的な運営のため、企業の恣意的な掛金拠出とまらない範囲で、柔軟な掛金拠出や積立不足への事前の備えを可能とする「DBの拠出弾力化」については、法改正を要しないことから、来年度に措置。

<継続的な議論が必要な項目>

→来年度以降改めて検討する

○DB・DCの拠出時・給付時の仕組み(拠出限度額、中途引き出し、支給開始年齢等)のあり方

2-2. 第11回社会保障審議会企業年金部会の開催

<委員の意見、厚生労働省のコメント等(抜粋)>

- ・方向性について概ね賛成(委員)
- ・マッチング拠出を個人型DCへ整理・統合する案については、既にマッチング拠出を行っている加入者に不利益がでないようにすべき(委員)
- ・法改正が必要な項目の施行スケジュールは?(委員)
→仮に、来年の通常国会への法改正提出が可能になれば、早くて再来年の春以降かと考えている(厚生労働省)
- ・法改正が必要でない項目の実施スケジュールは?(委員)
→来月以降行うその他の議論を踏まえ、法改正が必要な項目の施行時期とあわせて一体的に理していきたいと考えている(厚生労働省)
- ・税制に関連しないものでこれまで議論した項目のうち、概ね方向性に賛同が得られたもの(例:ハイブリッド型制度)についても引き続き検討をすすめたい(厚生労働省)

<今後の企業年金部会について>

次回の部会においては、ガバナンスの確保等のテーマについて議論される予定です。

2-3. 第12回社会保障審議会企業年金部会の開催

- ・ 企業型DCの見直し案として、厚生労働省は運用商品提供数の上限設定などを提案

～以下、メールマガジン「第12回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

11月18日、第12回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、確定拠出年金における運用に関して、「運用商品を選択しやすい環境の整備」と「長期の年金運用として適切な運用方法の促進」という二つのテーマについて議論がなされ、投資教育や運用商品提供数、あるいは運用商品の設定にかかる法規定等について厚生労働省から以下のような提案がありました。

1. 運用商品を選択しやすい環境の整備について

【加入者の投資知識等の向上にかかる提案】

- ・現状では「配慮義務」である継続投資教育について、導入時教育と同様に事業主の「努力義務」とする
- ・事業主が実施しやすいように継続投資教育の基準を通知等で明確化する
- ・投資教育の中でDCの資産状況等にかかるレポートの理解を深める内容を通知で明確化し、関係機関と協力してDCの資産状況等に対する加入者の関心を高める等の措置をとる

【運用商品提供数にかかる提案】

- ・商品選択肢の過度な増加を防ぎつつ選択肢の厳選を促すため、運用商品提供数の上限(例:10本)の設定を法令化⇨現状では下限3本、上限なし
- ・運用商品の選択肢の厳選を促すため、より実行性のある運用商品除外規定とする(例:労使の同意があれば、運用商品除外を可能とする)

2. 長期の年金運用として適切な運用方法の促進について

【自ら運用商品を選択する者への対応にかかる提案】

- ・現行のDC法上、単に「少なくとも3つの運用商品の提供の義務付け」となっている法規定を「それぞれリスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供の義務付け」とし、性質の異なる複数の商品の提供という趣旨を法律上明確化する

【運用商品の選択をしない者(デフォルト商品で運用することとなる者)への対応にかかる提案】

- ・事業主の責務明確化と加入者保護を図るため、デフォルト商品による運用方法に関する規定について、法令に明記する
- ・デフォルト商品の設定については、諸外国と同様、より年金運用として適切なもの(例:ライフサイクル型の運用商品等)の設定を促しつつ、元本確保型商品を自ら望む加入者についてはその選択を可能とする
- ・デフォルト商品を設定する場合は、事業主に対し、分散投資効果が見込まれる商品を設定することを法令上の努力義務とする(分散投資効果が得られる運用方法については、下位法令等で一定程度の基準を示す)



2-3. 第12回社会保障審議会企業年金部会の開催

- ・デフォルト商品として元本確保型商品を設定する場合、当該元本確保型商品での運用は加入から一定期間（例：1年）内の者に限る

<委員の意見、厚生労働省のコメント等(抜粋)>

- ・商品数が多すぎて、商品特性が解りづらいのは事実(委員)
- ・特に中小企業では継続教育にかかる負荷は無視できず、商工会議所等からのフォローがあるとよい(委員)
- ・eラーニングの活用等、投資教育にかかる共通のプラットフォームの実現可能性も探りたい(厚生労働省)
- ・継続投資教育の内容は投資経験に応じた内容であるべき(委員)
- ・継続投資教育の基準については、回数やタイミングを検討していきたい(厚生労働省)
- ・運用商品除外規定の見直しには賛成だが、運用商品数の上限設定には反対、基本的には労使で協議して決めればよい(委員)
- ・事務局案の商品上限数(10本)は少ないと思う(委員)
- ・投資教育の内容は、実施事業主の制度に応じカスタマイズされた内容も含まれるべきもので、一様に共通化できるものではないことに留意すべき(委員)
- ・商品数があまり多いのは問題だと思うが、例えば、原則10本とし、それを超える部分は労使で協議するといった形でもよいのではないか(委員)

<今後の企業年金部会について>

今回の部会で議論が終了しなかった二つ目のテーマ(長期の年金運用として適切な運用方法の促進)について、次回議論される予定です。

2-4. 確定拠出年金の掛金上限額の見直しについて

- 報酬水準に見合う掛金拠出を可能とするため、厚生労働省は掛金上限額を定額から報酬の一定率とすることを提案

～以下、メールマガジン「平成26年10月25日付日経新聞朝刊1面の確定拠出年金にかかる記事について」転載～

10月25日の日経新聞に、確定拠出年金の掛け金の上限額を見直し、年収の10～20%を上限額とする方向で検討するという記事が掲載されています。これは、9月30日に行われた第9回社会保障審議会企業年金部会において、企業年金等の普及・拡大のための一般企業向けの取組というテーマの中で議論された内容に関連するものです。

現行では、企業型DCの掛金上限額は定額で設定されており、この10月から月額55,000円（他の企業年金がある場合は月額27,500円）となっています。ところが、8割以上の企業で昇格・昇給に伴い掛金が増える制度であるため、給与が低い年齢層において拠出上限額の使い残しが発生し、逆に、給与が高い年齢層において拠出上限額以上の拠出ができないという事象が発生しています。今回の厚労省の案は、掛金上限額を定額ではなく、給与（報酬）に対する一定割合（率）とすることで、給与（報酬）水準に応じた掛金拠出を可能とすることを提案するものです。

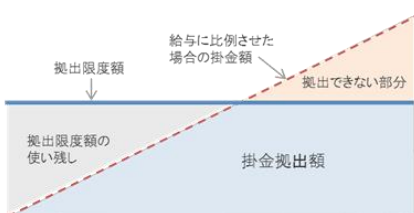
拠出限度額については、他に、限度額判定を年ベースとする案や、DBとDCを合わせて限度額を設定するという案も提案されており、厚労省は、年内ないし年明け早々を目途に議論を整理し、来年の通常国会への法案提出をめざすとしています。

給与に比例して掛金を拠出する場合のイメージ

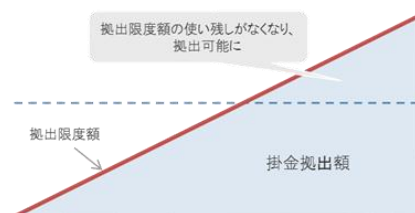
- 現状、8割以上の企業で昇格・昇給に伴いDC掛金が増加する制度を導入している一方で、拠出限度額は定額⇒拠出限度額を定額でなく給与に対する一定割合（率）とし、給与水準に応じた拠出を可能に

拠出限度額を給与の一定割合で設定

<現行>DCの拠出限度額は定額で設定



<見直し案> 拠出限度額を給与の一定割合で設定



3. 公的年金見直しの議論

3-1. 第25回社会保障審議会年金部会の開催

- 65歳までの雇用確保や65歳以降の就労を前提として「高齢期の就労と年金受給の在り方」について議論

～以下、メールマガジン「第25回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

10月1日、第25回社会保障審議会年金部会が開催されました。

今回の部会では、平成26年財政検証結果、オプション試算結果を踏まえて整理された公的年金制度の検討課題(P.2ご参照)のうち、「高齢期の就労と年金受給の在り方」について議論がなされました。

【平成26年財政検証およびオプション試算Ⅲより】

60歳台前半のみならず後半についても就業率の大幅な上昇が見込まれており、また、保険料拠出期間を現行の40年から45年に延長した場合や65歳超の就業者が受給開始年齢を繰下げ選択した場合の所得代替率について試算が行われ、いずれの場合も所得代替率の改善が見込まれるという結果が出ています。

【高齢期の就労と年金受給の在り方の論点】

今回の部会では上記財政検証等で仮定した前提や試算結果を踏まえた論点として、「65歳まで働くことを標準とした場合の年金の制度設計の在り方」および「65歳以降も年齢に関わりなく多様な働き方での就労機会が拡大していくことを前提とした就労と年金受給の選択肢の拡大」が提示され、各論点について意見が交わされました。

【委員からの主な意見】

(1)「65歳まで働くことを標準とした場合の年金の制度設計の在り方」について

- ・保険料拠出期間は50年(70歳まで延長)としてもいいのではないか
- ・65歳までの就労を前提として保険料拠出期間を延長することは自然な流れ
- ・拠出期間延長に伴う国庫負担増加の影響は慎重に議論すべき

(2)「65歳以降も年齢に関わりなく多様な働き方での就労機会が拡大していくことを前提とした就労と年金受給の選択肢の拡大」について

- ・就労促進のために、受給開始年齢繰下げに対する年金増額率を上げてはどうか
- ・65歳以上の就労について企業に努力を求めるのは限界があり、新たな高齢者の活用と活躍の場を考えていくべき
- ・現行でも可能な65歳以上の繰下げ支給の認知度を上げれば、年金受給を繰下げて65歳以降も働く割合が増えるのではないか

3-1. 第25回社会保障審議会年金部会の開催

(3)その他

- ・現行65歳となっている支給開始年齢を引き上げる議論を早めに開始すべき
- ・「公的年金」、「企業年金」、「自助努力」の全体で老後の所得がどのような水準になっていくのかを国民に示していく必要があるのではないか
- ・金融経済、年金、資産形成といった教育の充実を図り、若い年齢から老後の所得について考える機会を与える必要があるのではないか
- ・年金の議論には若い世代も加わるべき

【今後の議論の進め方について】

次回の開催日時は未定ですが、別の検討課題について議論が行われる予定です。

3-2. 第26回社会保障審議会年金部会の開催

・ デフレ下でのマクロ経済スライドの実施を含め3つの議題を議論

～以下、メールマガジン「第26回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

10月16日の日経新聞1面ほか主要一般紙に、公的年金給付抑制の仕組みを来年度より導入するとの記事が掲載されています。これは10月15日開催された社会保障審議会年金部会において議論された結果を報じているものです。

今回の年金部会の議題は以下3点で、上記記事は1つ目の議題で議論されたものです。

- (1) 年金額の改定(スライド)の在り方について
- (2) 高所得者の年金給付の在り方、年金制度における世代内の再配分機能の強化について
- (3) GPIFのガバナンス体制について

【主な論点】

- (1) 年金額の改定(スライド)の在り方について

現行のマクロ経済スライドは、賃金や物価の伸びが小さくこの仕組みを発動すると年金額が下がる場合には、年金額が下がらないよう調整する仕組みとなっています。これを、デフレ下でも調整を行う(＝年金を減額する)仕組みへ見直すということについて議論されました。

また、年金額の改定方法について、現行では物価よりも賃金の方が大きく下落した場合には物価下落率までしか引下げない措置を取っています。これを、賃金下落率に連動して年金額を改定するというルールを徹底すべき、との論点が今回新たに事務局より示されました。

- (2) 高所得者の年金給付の在り方、年金制度における世代内の再配分機能の強化について

過去、高所得高齢者に対する年金給付の在り方(在職老齢年金等)の仕組みについて議論されてきた経緯がありますが、単に高所得高齢者に対する問題として捉えるのではなく、現役世代の高所得者も含め、世代内の再配分機能の強化と いう問題と捉え直した上で、事務局より以下2点の提案がありました。

- ・ 公的年金等控除の仕組みの見直し(高所得高齢者への施策)
- ・ 標準報酬月額の上限の見直し(高所得現役世代への施策)

- (3) GPIFのガバナンス体制について

事前に報じられたとおり、塩崎厚生労働大臣が議論に臨席しました。

塩崎大臣の主な発言内容は以下のとおりです。

- ・ GPIF改革はアベノミクスの最重要課題の一つであり、運用改革とガバナンス改革は車の両輪のようなもの
- ・ 私的年金と同様に公的年金にも受託者責任が必要
- ・ 真の受託者責任を果たすためには、組織体制は合議制とし、政府からは一定の独立性をもった組織であることが望ましい

3-2. 第26回社会保障審議会年金部会の開催

また、今回の部会では、これまでのGPIFのガバナンス体制に関する議論の報告と、今後の検討の進め方について提案がありました。時間の制約もあることから、年金部会のもとに作業班を設置することについて提案され、全会一致で承認されました。

今後は作業班にて検討したのち、その内容について年金部会で議論されることとなります。(作業班のメンバー選定、検討スケジュール等は未定です)ガバナンス体制の強化という方向性については部会の賛同が得られました。

【委員の意見(抜粋)】

(1)年金額の改定(スライド)の在り方について

- ・デフレ化でのマクロ経済スライドの発動および賃金に連動した年金額改定について、「両者とも実施すべき」という意見でほぼ一致
- ・後者については、基礎年金の水準低下や既受給者への影響の大きさを懸念し、慎重に検討すべき

(2)高所得者の年金給付の在り方、年金制度における世代内の再配分機能の強化について

- ・高所得者の年金額を減額する施策はやむを得ない
- ・世代内での再配分という考え方自体国民の理解を得られないのでは

(3)GPIFのガバナンス体制について

- ・公的年金の運用リスクを負うのは被保険者である(=資産が減ると将来の年金給付に影響が及ぶ)という視点から、より透明性を高く、十分な説明責任を果たすべき
- ・労使等のステークホルダーとGPIFとの関わりについても検討すべき

<今後の予定>

次回の開催日時は未定ですが、別の検討課題について議論が行われる予定です。

3-3. 第27回社会保障審議会年金部会の開催

- ・「130万円の壁」に象徴される就業調整や産休中の保険料の取扱い等について議論

～以下、メールマガジン「第27回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

11月5日の日経新聞4面に、国民年金加入者の産休中の年金保険料免除に関する記事が掲載されています。これは11月4日開催された第27回社会保障審議会年金部会において議論された内容を報じているものです。

今回の年金部会の議題は以下の4点です。

- (1)働き方に中立的な社会保障制度について
- (2)第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて
- (3)遺族年金制度の在り方について
- (4)その他(報告事項)

今回をもって議論は一巡したため、次回以降はこれまでの議論の中で共通して挙げられた課題について、横断的に議論していくこととなります(今後の開催日等は未定です)。

【主な論点】

- (1)働き方に中立的な社会保障制度について

短時間労働者の就業実態を見ると、いわゆる「130万円の壁」※¹と呼ばれる就業調整の問題があります。これは被用者保険適用の壁、事業主の社会保険料負担回避行動が作用していると考えられ、この問題を解消し、働き方に中立な社会保障制度を確立するためにも、厚生年金の適用拡大が重要であるとの提案が事務局よりなされました。

また、第3号被保険者制度については、かねてより専業主婦を優遇した制度であるとの批判もありました。ところが、第3号被保険者の中には短時間労働に従事する者、出産・育児等で一時的に離職している者、配偶者が高所得である者など、さまざまな属性の者が混在しているため、第3号被保険者として一括りにせず、多様な属性を踏まえた議論をすべきとの提案がありました。

- (2)第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて

厚生年金では産前産後期間は保険料納付が免除され、その期間の年金額は納付したとみなして給付がおこなわれますが、国民年金ではそのような仕組みはありません。第1号被保険者であっても産前産後は就業できないことには変わりはなく、この期間は保険料を免除する制度とすることについて、提案がありました。

また、保険料を免除とした場合、年金の給付はどうするか(厚生年金と同様に給付を保障するのか否か、保障する場合は財源をどうするのか等)について議論がされました。

3-3. 第27回社会保障審議会年金部会の開催

(3)遺族年金制度の在り方について

そもそも遺族年金とは、世帯の生計の担い手が死亡した場合に遺族の生活が困難にならないように所得保障をする仕組みですが、現行制度は、支給要件に男女差^{※2}があり、主に男性が家計の担い手であるとの考えを色濃く残した設計となっています。共働きで家計を賄うことが一般化してきていることを前提として、遺族厚生年金制度の在り方について見直しが必要との提案が事務局よりなされました。

なお、遺族基礎年金については平成26年4月より父子家庭についても年金が支給される仕組みに改正がされています。

(4)その他(報告事項)

11月4日の午前中に開催された「GPIFのガバナンスの在り方検討作業班(以下、作業班)」の開催要項、委員および作業班での議論の概要について報告がありました。

なお、今後作業班での議論内容については随時年金部会にて報告されます。

※1 年収が130万円を超えると第3号被保険者の資格を失い、保険料負担が発生し手取りが減少することから、働く時間を抑制する実態があること

※2 夫が死亡した場合、女性は年齢にかかわらず遺族厚生年金を支給されるが、妻が死亡した場合、男性は55歳以上の者のみ支給される

【委員の意見(抜粋)】

(1)働き方に中立な社会保障制度について

- ・まずは厚生年金の適用拡大を進めるべきとの意見でほぼ一致
- ・第3号被保険者制度の在り方については、厚生年金の適用拡大に加え、育児と就労の両立支援、出産・育児期間への配慮措置等を検討すべき
- ・上記施策を行った上で残った第3号被保険者の属性をよく見た上で、制度の在り方について議論すべき

(2)第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて

- ・産前産後期間を保険料免除とすることについては異論なし
- ・給付への反映については、反対意見はないものの、国民年金の財政状況を考えると財源の確保方法は慎重に検討すべき

(3)遺族年金制度の在り方について

- ・欧米諸国の事例を見ても、養育する子がない場合には給付がないか有期の給付としている制度が多く、男女ともに生計を維持する役割を果たしているという考え方にに基づき、日本も同様の制度へ見直すべき
- ・急な制度変更は影響が大きく、時間をかけて検討すべき

3-4. 第28回社会保障審議会年金部会の開催

- 今後の制度改革の基本に置くべき考え方の整理として、5つのポイントを提示

～以下、メールマガジン「第28回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～

11月19日、第28回社会保障審議会年金部会が開催されました。

今回は、8月以降議論してきた公的年金の検討課題について、これまで挙げた委員の意見をまとめた上で、今後の制度改革の基本に置くべき考え方の整理が事務局より提示されました。

考え方は以下の5点です。

- (1)労働参加の促進とそれを通じた年金水準の確保
 - ・就労インセンティブを阻害しない、働き方の選択に中立的、より長く働いたことが年金給付に適確に反映される制度設計が必要
- (2)将来の世代の給付水準の確保への配慮
 - ・マクロ経済スライドによる年金水準の調整を早期に確実に進め、極力先送りしない
- (3)より多くの人を被用者年金に組み込み、第1号被保険者の対象を本来想定した自営業者に純化
 - ・被用者にふさわしい保障の確保、将来の年金水準の確保、働き方に中立的な制度設計、同一世代内の再分配機能の強化等の観点からも有効
- (4)(1)～(3)を通じた基礎年金の水準低下問題への対応
 - ・スライド調整期間の長期化による基礎年金水準低下への対応として、上記(1)～(3)の措置が有効
- (5)国民合意の形成とスピード感を持った制度改革の実施
 - ・制度改革の内容や必要性について国民への丁寧な説明を行いつつ、社会変化のスピードにも対応するため、できることから期を逸せず改革を進める

上記考え方について、当日出席の全ての委員から了承が得られました。今後はこの考え方に沿って、具体的な制度設計の検討に入る見込みです。

委員からは、特に(5)を確実におこなうべきとの意見が多く挙がりました。

また、当初企業年金部会との合同会議が予定されたものの未だ開催に至っていないことに言及する委員もあり、企業年金とセットで議論すべきとの意見がありました。これを受けて厚生労働省は企業年金部会での議論の報告を受ける機会を設ける等について考えがあると述べました。

その他、今回の部会では10月31日にGPIFが公表した基本ポートフォリオの変更について、GPIF調査委員長より説明がされました。以前の年金部会にて委員より説明要請があったことを受けて行われたものです。

委員からは、株式の割合を引き上げたことに伴うリスクの大きさについて正確に国民に説明すべきとの意見がありました。

なお、今後の部会の開催日程は未定です。



4. その他のトピックス

4-1. 退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直しについて

- 財政運営基準の変更にかかわらず、企業会計上は引き続き数理債務が給付債務となる
- 会計基準委員会では基準にその旨を追加することを検討中

～以下、メールマガジン「退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直しについて」転載～

10月23日、会計基準委員会が開催され、「退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直し」が議論されています。読者の中には、「最近になって見直されるべきテーマがあったのか」と疑問を持たれる向きも多いと思いますが、以下のような内容です。

今回の見直し議論の発端となっているのは、平成24年9月の確定給付企業年金の財政運営基準の改正です。貸借対照表に計上する債務が“数理債務”から“責任準備金”に変わったことで、(1)複数事業主制度の注記、(2)複数事業主制度で自社の負担に属する年金資産を合理的に算出する方法、(3)簡便法を適用する際の退職給付債務の計算方法、が基準等で使用している名称と整合しなくなったからです。

新しい財政運営基準では、未償却過去勤務債務と数理債務は欄外に注記することになっており、年金財政上の貸借対照表に数理債務という勘定科目が存在しなくなりました。年金財政上は、未償却過去勤務債務はすでに掛金手当がなされているという判断で、責任準備金を債務と考えるとしても、企業会計上は未払いの掛金を支払済みとみなして債務から控除するという判断はしません。したがって、年金の財政運営基準に関わらず数理債務を使うこととなりますが、改めて基準にその旨を追加するかが検討されているわけです。

例えば、総合型基金などで自社の負担に属する年金資産の額が合理的に算出できない場合、給付債務の額と年金資産の額及びその差引額を注記することになっています。この給付債務について従来では“数理債務”を指すものと解されていましたが、改めて責任準備金と未償却過去勤務債務の合計額と記載するか、などの点です。まだ、結論は出ておりませんが、会計上は今まで通りの解釈であり、基準には“責任準備金に未償却過去勤務債務を追加した額”という記載が補足される可能性があります。仮に、基準の内容が改められた場合、すでにこの改正が適用済みであるため公表日以後に即適用することになるもようです。なお、過去の注記については遡及適用するとのことですが、数理債務を基準に開示していた場合は、遡及適用の必要はありません。

5. 平成26年10月～平成26年12月の 年金ニュース

5. 平成26年10月～平成26年12月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 10月	代行保険料率等に係る通知改正(案) の意見募集開始(厚年)		○		
平成26年 12月	平成27年度の下限予定利率の見込み 年0.5% (厚年、DB)		○		

6. 平成26年10月～平成26年12月の 年金メールマガジン



6. 平成26年10月～平成26年12月の年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 10月	第25回社会保障審議会年金部会の開催 について				○
	第10回社会保障審議会企業年金部会の開催 について				○
	第26回社会保障審議会年金部会の開催 について				○
	退職給付会計における複数事業主制度の 注記の見直しについて				○
	平成26年10月25日付日経新聞朝刊1面の 確定拠出年金にかかる記事について				○
	第11回社会保障審議会企業年金部会の開催 について				○
平成26年 11月	第27回社会保障審議会年金部会の開催 について				○
	最低積立基準額算定に用いる予定死亡率 に関する意見募集について		○		
	基準死亡率に関する意見募集について		(○)		
	第12回社会保障審議会企業年金部会の開催 について				○
	代行保険料率算定届出書等の提出期限 について		○		
	第28回社会保障審議会年金部会の開催 について				○
予定死亡率にかかる係数に関する意見募集 について		(○)			
平成26年 12月	決算短信に「会計基準の選択に関する基本的な 考え方」の記載を追加				(○)

※ ()は本資料に関連しない事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))